

条例制定請求代表者の意見を述べる機会の付与（案）について

令和2年6月1日に開催された議会運営委員会において、次のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることが内定しましたので、お知らせいたします。

1 日 時

令和2年6月8日（月曜日） 本会議（午後1時開議） 知事提出議案説明後

2 場 所

水戸市笠原町978番6 茨城県議会議事堂4階 本会議場

3 事件名

東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定について

4 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数

1名

5 意見を述べる時間

20分以内

東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例案の審議方法等（案）について

去る5月25日、いばらき原発県民投票の会から県知事に対し直接請求された「東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例案」については、本県議会第二回定例会において次のとおり審議する。

月 日	曜日	会 議 等	審議内容等
6月 1日	月	議会運営委員会（閉会中）	○請求代表者の意見陳述方法の審議・内定 ・請求代表者の数、日時、場所、事件名、その他必要な事項 ⇒ 内定事項は報道機関に提供及び県議会HPで公表
8日	月	本会議（開会日）	①議案の提出（当該条例（案）に関する知事意見含む） ②知事提案理由説明 ③請求代表者の意見陳述 ア 陳述者数：1名 イ 陳述時間：20分
11日 ～ 15日	木 月	本会議（一般質問・質疑）	○質問日3日間 ○終了後、議案常任委員会付託（防災環境産業委員会）
17日	水	休会（常任委員会①）	○当該議案以外の審査・採決 ○連合審査会での審査を決定（防環産・総務企画委員会）
18日	木	休会（常任委員会②）	<p><連合審査会の開催> ※ インターネット中継を実施</p> <p>1 執行部説明聴取・質疑（90分）</p> <p>2 参考人意見聴取・質疑（時間は質疑時間を含む）</p> <p>① 大学教授（行政法）（30分） ・住民投票と議会の役割など</p> <p>② 資源エネルギー庁職員（30分） ・エネルギーの現況など</p> <p>③ 原子力規制庁職員（30分） ・新規制基準適合性審査など</p> <p>④ 関係自治体の長（30分） ・当該条例案に対する意見など</p> <p>⑤ 請求代表者（3名／30分） ・補足意見（2名）</p> <p>3 質疑・会派ごとの討論（会派等の意見表明）</p> <p>4 採決（防災環境産業委員会）</p>
23日	火	本会議（閉会日）	1 常任委員長審査報告 2 討論 3 採決

<審査の視点>

⇒ 県議会に何が問われているのか

①当該条例を制定し、県民の意思を問うべきか

②当該条例による県民投票の結果は、県民の意思が反映できるか

※ 再稼働の是非を問われているものではない

※ 新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、審議が予定どおり進められない場合もある。